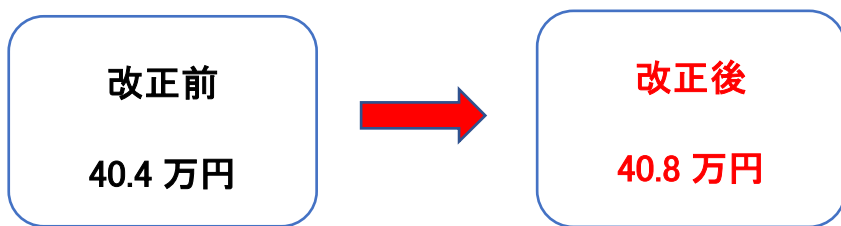


「産科医療補償制度」未加入の医療機関等で出産した場合に対する（家族）出産育児一時金の支給金額の見直しについて（施行年月日：令和4年1月1日）

令和3年8月4日付「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、令和4年1月1日から産科医療補償制度(※)についての掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられることになりました。これにより、（家族）出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度の掛金を見直しを踏まえ40.4万円から40.8万円に引き上げられました。

なお、産科医療補償制度対象の医療機関での出産による（家族）出産育児一時金の支給金額は掛金1.2万円を加算した金額42万円となり従来通りのお支払いとなります。

産科医療補償制度未加入の医療機関で出産・海外で出産・滞在週数22週未満での出産

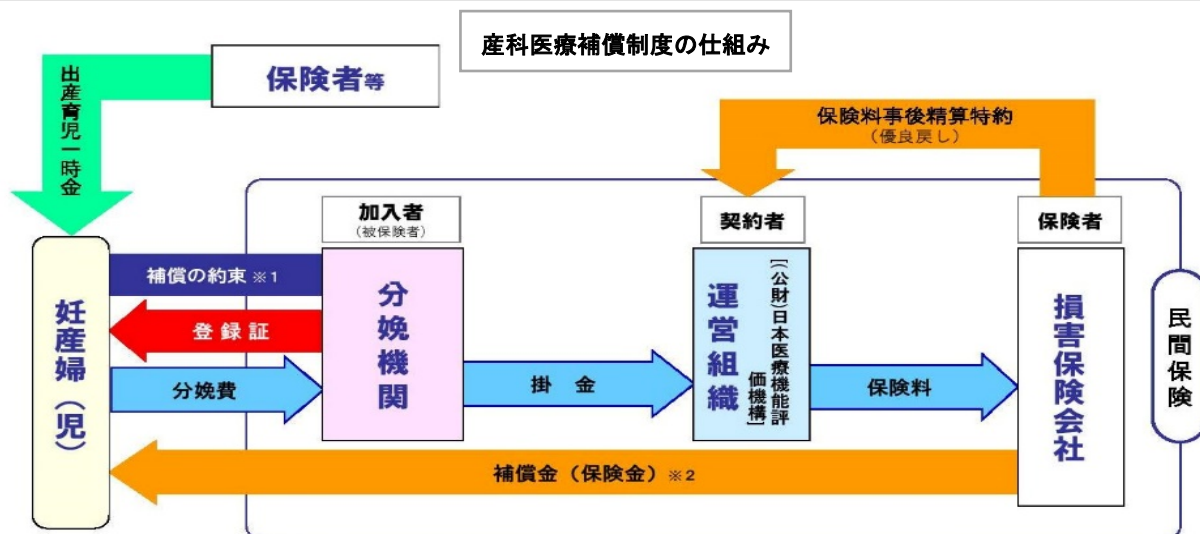


産科医療補償制度加入の医療機関で出産（総額は42万円に変更ありません）

改正前：40.4万円＋（加算額）1.6万円＝（総額）42万円

改正後：40.8万円＋（加算額）1.2万円＝（総額）42万円

※産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児と家族の経済的負担を補償することなどを目的とした制度です。現在分娩機関の99.9%がこの制度に加入しています。



※1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償を約束

※2：運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が加入分娩機関の代わりに損害保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われる

<原因分析・再発防止の機能>

